

三重県本庁舎広告付き案内板設置及び広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県本庁舎において、県内情報を掲載した広告付き案内板（以下「広告付き案内板」という。）を設置し、運営（広告取扱）すること（以下「設置・運営（広告取扱）」という。）に関して、三重県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 広告取扱事業者 広告付き案内板を設置・管理するほか、当該広告付き案内板に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告原稿の確認・校正、広告主との調整及びその他広告掲載に係る一連の業務を行う事業者をいう。
- (2) 企画提案 広告取扱事業者の募集に際し、広告取扱事業者から提出された広告付き案内板の設置・運営（広告取扱）に関する企画提案をいう。

(広告付き案内板及び広告の規格等)

第3条 広告付き案内板及び要綱第4条に規定する広告の掲載位置、掲載枠数、規格等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 広告付き案内板設置数

1式

(2) 広告付き案内板の規格

原則高さ237cm以内かつ奥行73cm以内とし、別途指示する県民ホールの柱周辺に設置し、通行に支障がないと判断される範囲で、企画提案に基づき別途協議により決定した規格とする。

(3) 広告付き案内板の表示面

視認しやすい素材、色使いとし、文字サイズや色等ユニバーサルデザインに配慮した仕様とする。

(4) 広告付き案内板の形態

可動式とし、鋭利な角や縁、突起物等がなく転倒の危険がない、バリアフリーに配慮した形状とする。

(5) 広告の掲載位置

広告付き案内板の表示面上とする。

(6) 広告の掲載枠数

企画提案に基づき別途協議により決定した枠数とする。

(7) 広告の規格

企画提案に基づき別途協議により決定した規格とする。

(8) 県内情報の掲載面積

広告を含めた表示面上の面積の50%を超える面積とする。

(9) 県内情報の内容

企画提案に基づき別途協議により決定した情報とする。

(10) 広告付き案内板の仕様

その他広告付き案内板に関する詳細仕様は、「三重県本庁舎広告付き案内板設置・運営（広告取扱）業務仕様書」において別に定める。

(広告の掲載基準)

第4条 要綱第3条第4項に規定する広告掲載基準については、別紙「三重県本庁舎広告付き案内板広告掲載基準」（以下「掲載基準」という。）のとおりとする。

(広告付き案内板の設置期間及び広告の掲載期間)

第5条 広告付き案内板の設置期間は、原則として5年間とする。

2 要綱第5条に規定する広告付き案内板に掲載する広告の掲載期間は、5年以内とする。

(広告取扱事業者の募集及び選定方法並びに広告の募集方法)

第6条 広告取扱事業者の募集及び選定方法並びに要綱第6条に規定する広告の募集方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 県は、企画提案コンペにより選定された広告取扱事業者に対し、広告付き案内板の設置場所（以下「設置場所」という。）を貸し付けるものとし、広告付き案内板に掲載する広告（以下「掲載広告」という。）の募集は、当該広告取扱事業者が行うものとする。

(2) 広告取扱事業者は、広く広告主を募集し、広告の申込みがあった場合は、県が指定した期日までに広告内容等がわかるものを県に提出しなければならない。

(3) 広告取扱事業者となることを希望する者（以下「申込者」という。）は、三重県本庁舎広告付き案内板広告取扱事業者申込書兼誓約書(第1号様式)に必要な書類を添えて、県に申し込むものとする。

(4) 県は、前項の規定による申込みがあったときは、別途設置する三重県本庁舎広告付き案内板設置・運営（広告取扱）業務企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）において申込者から提出された書類等の内容に基づき審査を行い、広告取扱事業者を選定するものとする。

(5) 県は、前項の選定の結果について、申込者に対し、三重県本庁舎広告付き案内板広告取扱事業者選定結果通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(6) 広告取扱事業者の募集、選定方法及び募集期間に関する事項並びに選定委員会が行う評価内容その他必要な事項は、別に定める。

(広告取扱事業者の資格)

第7条 広告取扱事業者となることができる者は、広告付き案内板の設置・運営(広告取扱)に必要な能力を有する者で、次の条件を全て満たす者とする。

- (1) 企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(契約の締結)

第8条 県は、第6条第4号の規定により選定された広告取扱事業者と、設置場所の貸付けに係る賃貸借契約を締結するものとする。

2 広告取扱事業者は、前項の賃貸借契約に基づき、広告付き案内板の設置・管理や、広告の募集等広告掲載に係る一連の業務を行うものとする。

(契約の更新及び延長)

第9条 前条第1項の契約は、借地借家法(平成3年法律第90号)第38条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした賃貸借契約によるものとし、期間の更新や延長は行われないものとする。

(貸付料)

第10条 設置場所の貸付料(以下「貸付料」という。)は、広告取扱事業者が企画提案の中で示した価格(税抜)に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額とする。

2 消費税率及び地方消費税率が改定されることが確定した際には、貸付料に係る変更契約を行うものとする。

3 貸付料の予定価格については、普通財産貸付料算定基準(昭和52年4月1日)を基に算出した年額に、広告付き案内板の設置年数を乗じた額を下限とし、他の地方公共団体における類似の案内板等の貸付料、設置場所の面積及び設置期間、並びに当該地方公共団体の人口規模及び面積等を勘案して設定するものとする。

(貸付料の納付)

第11条 第6条第4号の規定により選定された広告取扱事業者は、企画提案に示した貸付料のうち、各年度の支払額を、各年度県が指定する日までにそれぞれ納付するものとする。

2 県は、第14条の規定により契約を解除したときは、徴収した貸付料に係る残日数相当

額を日割り計算し返還するものとする。

(電気料)

第12条 広告取扱事業者は、広告付き案内板に、電気の使用量を計る計量器を設置するものとする。

2 広告取扱事業者は、前項の規定により設置した計量器が示す数値をもとに算出された電気料を、各年度県が指定する日までにそれぞれ納付するものとする。

(維持経費等の負担)

第13条 広告付き案内板の制作、設置、維持管理、撤去及び原状回復に要する費用は、広告取扱事業者が負担するものとする。

2 広告取扱事業者は、広告付き案内板に表示する県内情報の更新を、年1回以上、広告取扱事業者の負担において実施するものとする。

(契約の解除)

第14条 県は、広告取扱事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することができる。

(1) 契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと県が認めたとき。

(2) 不正又は不誠実な行為をしたことが明らかになったとき。

(3) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条、第4条又は第7条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき。

(4) 三重県の発注する物件関係契約に関し、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報又は発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。

2 前項に基づき契約が解除された場合、広告取扱事業者は解除によって生じた損害を県に請求することができない。

(広告の承認)

第15条 掲載広告は、その内容についてあらかじめ県が掲載を承認したものでなければ掲載することができない。

2 前項の承認を得ようとする広告取扱事業者は、広告掲載希望日の20日前までに、三重県本庁舎広告付き案内板広告掲載申請書(第3号様式)に、掲載しようとする広告の原稿を添えて、県に提出するものとする。

3 県は、前項の規定により提出された広告の原稿の内容が、要綱及び掲載基準に適合しているか、第18条に規定する三重県本庁舎広告付き案内板掲載広告審査会(以下「審査会」という。)において審査を行い、適合していると判断された場合に掲載を承認するものとする。

- 4 前項の審査において掲載広告の原稿の内容が、掲載基準に適合しないと認められるときは、広告取扱事業者に対して当該原稿の変更を求めることができる。この場合において、広告取扱事業者がその求めに応じなかったときは、第1項の承認を行わない。
- 5 県は、掲載広告の原稿の内容が、過去に県が承認したものと同種のものであっても、社会情勢の変化その他の理由により、広告取扱事業者に変更を求める必要があると判断する場合には、広告取扱事業者に対して当該広告の内容の変更を求めることができる。
- 6 県は、提出された掲載広告の内容を承認するかどうかを決定したときは、その結果を、三重県本庁舎広告付き案内板広告掲載決定通知書（第4号様式）又は三重県本庁舎広告付き案内板広告不掲載決定通知書（第5号様式）により、広告取扱事業者に通知するものとする。

（広告の変更）

- 第16条 広告取扱事業者は、県の承認なしに掲載広告の内容を変更することができない。
- 2 県の承認を得た掲載広告の内容を変更する場合の手続きについては、前条の規定を準用する。

（広告取扱事業者の責務）

- 第17条 広告取扱事業者は、設置した広告付き案内板及び掲載広告に関する全ての事項について一切の責任を負うものとする。
- 2 広告取扱事業者は、広告主の募集に当たり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、県が広告の募集者であるかのような誤解を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。
 - 3 広告取扱事業者は、広告付き案内板における広告掲載に関して、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
 - 4 広告取扱事業者は、広告付き案内板に広告を掲載する権利を第三者に譲渡してはならない。
 - 5 広告取扱事業者は、広告付き案内板における広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告取扱事業者の責任及び負担において解決しなければならない。
 - 6 広告付き案内板の設置後に、広告主又は広告内容が、要綱、掲載基準及びこの要領で定める規定に該当し、広告を掲載することに支障が生じた場合、広告取扱事業者は、速やかに県にその旨を通知し、当該広告を削除する等の必要な措置を取らなければならない。
 - 7 広告取扱事業者は、広告主の応募がない場合その他広告掲載ができない場合においても、自らの責任において、広告付き案内板を設置しなければならない。
 - 8 広告付き案内板の破損等により事故が生じた際の対応及び損害賠償等に関しては、広告取扱事業者の責任と負担において処理するものとする。
 - 9 広告取扱事業者及び広告主に本条の規定に基づく損害が生じても、県は責任を負わないものとする。

(審査会)

- 第18条 要綱第11条の規定に基づき、掲載広告の可否を審査するため、審査会を設ける。
- 2 審査会は、別表に掲げる委員長及び委員をもって構成する。
 - 3 審査会の会議は、委員長がその議長を務める。
 - 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
 - 5 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 6 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。
 - 7 前2項の規定にかかわらず、審査会が別に定める場合にあっては、その定めるところにより審査会の議決に代えることができる。
 - 8 委員長は、必要があると認めるときは審査会に関係者の出席を求め、又はその他の方法によりその意見若しくは説明を聞くことができる。
 - 9 審査会の事務局は、三重県総務部管財課に置く。

(協議)

- 第19条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告取扱事業者双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(管轄裁判所)

- 第20条 この要領に関する一切の紛争は、津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

- 第21条 この要領に定めるもののほか、広告付き案内板の設置及び広告掲載について必要な事項は、総務部管財課長が定める。

附 則

この要領は、平成29年11月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月20日から施行する。

別表（第 18 条関係）三重県本庁舎広告付き案内板掲載広告審査会委員

委員長	総務部管財課長
委員	戦略企画部広聴広報課長
	総務部法務・文書課長
	子ども・福祉部少子化対策課長
	環境生活部人権課長
	環境生活部くらし・交通安全課長
	教育委員会事務局教育総務課長